

# 訴 状

横浜地方裁判所 御中

2005年3月14日

原告ら訴訟代理人

弁護士	中 野 直 樹
同	篠 原 靖 征
同	大 川 隆 司

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価額 金160万円(算定不能)

貼用印紙額 金1万3000円

違法公金支出損害賠償等履行請求事件住民訴訟

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告相模原市長は、相模原市を代表して、別紙債務者目録1ないし4記載の各債務者に対し、それぞれ金2569万7639円及びこれに対する平成16年4月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告相模原市長は、相模原市を代表して、別紙債務者目録5及び6記載の各債務者に対し、それぞれ金2569万7639円及びこれに対する平成16年4月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを命ずる賠償命令をせよ。

- 3 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第 1 当事者

- 1 原告らは、相模原市の住民である。
- 2 被告は、相模原市の市長である。
- 3 原告らが、被告に対し、損害賠償請求を求める債務者は、別紙債務者目録記載 1 ないし 4 記載の各債務者、賠償命令を求める債務者は、別紙債務者目録 5 及び 6 記載の各債務者である。

### 第 2 発端

#### 1 入札

- (1) 平成 15 年 4 月 14 日、相模原市(以下単に市ともいう)は、「公共下水道中央地区第 1 汚水幹線整備工事(1 工区)」(以下本件工事という)の一般競争入札を公告した。予定価格は 1 億 5 6 0 8 万円であった。

この工事内容は、相模原市中央 5 丁目ほか地内に、下水管を、長さ 4 8 9 メートルにわたって推進敷設し、途中 8 カ所にマンホールを設置するというものである。

甲 2

- (2) 本件工事について、相模原市内の 29 業者から入札があり、別紙債務者目録 3 記載の債務者木本建興株式会社(以下債務者会社という)が 1 億 3 5 6 7 万 7 0 0 0 円で落札した。落札価格を予定価格で除したいわゆる落札率は 8 6 ・ 9 3 % であった。

最高入札価格は 1 億 3 6 9 8 万 4 0 0 0 円で、対予定価格割合で、8 7 ・ 7 7 % であり、最高入札価格と落札価格との差は 1 3 0 万 3 0 0 0 円であった。

なお、訴外株式会社平賀は、落札価格より 2 2 2 万 9 0 0 0 円低い、1 億 3 3 4 4 万 8 0 0 0 円を入札したが、当年度新規導入された標準偏差方

式によって設定される最低制限価格金1億3504万8000円を160万円割り込み、失格となった。

甲3

## 2 契約

- (1) 平成15年5月14日に、相模原市代表相模原市長小川勇夫と債務者会社が、本件工事につき、代金1億4246万0850円(消費税込み)で請負工事契約書を交わした(以下当初契約という)。 甲4、5
- (2) 本件工事の着手は、平成15年5月19日であり、完成期限は、平成16年2月27日であった。 甲4
- (3) 相模原市は、平成15年5月28日に、債務者会社に対し、前払い金5698万4000円を支払った。 甲6、7
- (4) 相模原市代表相模原市長小川勇夫と債務者会社は、平成16年2月16日付け「変更金額」を「金9万0300円」とする工事請負変更契約書を作成し、完成予定日を「平成16年2月27日」から「平成16年3月15日」に延期した(以下変更契約という)。 甲8、9
- (5) 平成16年4月19日に、相模原市は、債務者会社に変更された請負代金の残金8556万7150円を支払った。 甲10、11

## 3 積算の誤りの発覚と相模原市の関係機関のとした対応

- (1) 新聞報道によると、平成16年2月になって、相模原市の担当者が工事設計書のチェックをしたところ、マンホールは8個設置すればよいところ、ミスで、工事設計書にはマンホール64個設置すると想定して工事代金が積算されており、56個分の工事費2700万円を余分に加えて予定価格を設定していることが判明した。 甲12
- (2) 新聞報道によれば、このことが発覚した後、相模原市は債務者会社に対し、3回ほど、工事の修正を協議したが、「工事の中止や変更には両者の同意が必要」とする工事請負契約をたてに変更には応じなかったという。そのため、相模原市は急ぎょ、土木機械を出す竪坑設置や路面復旧工事、信号機の感知器の移設、ガードマン増員などの名目で2700万円を使用したとのことである。 甲12

(3) 平成16年6月29日に開会された相模原市市議会定例会で、別紙債務者目録1記載の債務者小川勇夫市長(以下債務者小川市長という)は次のように答弁している。

「当初設計の積算の入力に誤りが見つかり、数量の見直し及び工事の施工過程で新たに生じた工種の追加等、積算基準に基づき設計変更を行い、工事請負契約書第17条に基づいて、変更契約を行った」

(4) 同定例会で、別紙債務者目録2記載の債務者岩本和紀土木部長(以下債務者岩本部長という)は次のように説明した。

「人孔の8基のところを、倍掛(ママ、請求者注・8倍掛け)の64個ということで積算ミスがあった」

「平成16年2月の8日に、設計変更を、変更契約第17条に基づきまして、相手の同意を得た中で、契約を締結いたしました」

「2700万円の工事、これは当然のことながら、請負金額での積算でございますけれども、人孔の56基分につきましては、当然減額ということになっていきます」

「そのほかに変更の内容としまして、土木工事は当初積算とできあがり、多少、現場の状況によって変わってきますので、年度末に精算設計等を行っております。そのなかで、工事の過程で生じました追加工事ということで、新しく豎孔(豎坑)を1つ余分に掘る作業、それから、あと大きな要素としては、相模原高校の一番低いところの人孔におけます、2か所におけます水開口(ママ、請求者注・水替工)の追加、それから路面復旧等の遂行、それから信号機の感知器の移設等が新たな要素でございます」

「またあそこは、ご存じのように朝晩、学生の方々が、それから一般の方が自転車通行等が非常に多いところございまして、通常の仮歩道では幅がとれませんでしたので、車道の方へ仮歩道をつくったという経過がございまして、多少、ガードマンの余分、それから各交差点に8カ所人孔を設置するわけでございますけれども、交通量も非常に多いことなどから、交通整理員の増額をしてございます」

「これにつきましては監督員の現場監督資料と、それから業者から提出

されていますデータ、資料によりまして、設計変更を行ったものでございます」

「通常の土木工事は、・・・業者との協議書に基づきまして、大体、工期末に精算設計ということで、それぞれ減ったもの、ふえたものの工事変更をしまして、17条に基づきまして、相手の同意を得た中で変更契約をしているということでございます」

「今回もそういうことで、最終的に2月の10日ころだと記憶していませんけれども、その時点で精算設計を起こしたときに間違いが見つかったということで、通常の中での、作業で見つけたということでございます。このことで、私どもとしては、業者の方に出向いた記憶はございませんけれども、変更契約17条に基づきまして、工事の変更、中止に基づくものにつきましては同等契約でございますから、債務者に内容を正確に伝え、それから処理の仕方を正確に伝えて、今回の処理をしたものでございます」

#### 4 積算ミスにより余分に積算した金額

##### (1) 積算ミスの原因

当初の設計図書では、人孔（マンホール）築造工の「工事明細書」において、本来ならば「数量・単位1基」、「単価 35万3542円」、「金額」298万2430円」と書くべきところを、誤って「数量8」、「単価 282万8340円」、「金額」2262万6720円」としてしまったものである。

##### (2) 余分な積算がなされたマンホール56個分の工事費の処理

変更設計図書では次の金額の変更を行っている。

国庫補助事業分として、マンホール工8基として「2262万6720円」から「298万2430円」に1964万4290円減額している。

報道や議会説明では、2700万円が余分であったとのことであるが、これは「直接工事費」を含む「純工事費」から定率で算出される「現場管理費」及び「一般管理費」を加算して、さらに消費税を加算した金額である。

変更工事設計書(頁1 - 0004)によれば、「現場管理費」の率が「0・2202」でこれに補正率「0・0150」を足して「0・2352」とされており、「一般管理費」の率が「0・1064」でこれに補正率「0・0004」を足して「0・1068」とされており、この率の合計は「0・3420」である。

そこでマンホール56基の減額工事費1964万4290円にこの「0・3420」分を加算すると、

$$1964万4290円 \times 1.3420 = 2636万2637円$$

となる。

この金額に消費税を加算すると、

$$2606万0115円 \times 1.05 = 2768万0768円$$

これが「余分に積算した」金額である。

甲13

### (3) 減額措置が当然

積算ミスをしたという「2768万0768円」は、金額としても大きなものであるし、予定価格1億6388万4000円の16・9%を占める。仮に正しく積算がなされていたならば予定価格は1億3620万3232円となったのであり、これは債務者会社の落札価格1億4246万0850円より、625万7618円も低額となるのである。

積算ミス自体は許されないことであるが、入札業者とすれば真剣に積算を行えば、設計図書の記載から、あらかじめ、予定価格自体の設定の異常に当然気づいてしかるべきほどの金額の差違である。

したがって、当初契約後に、この積算ミスの誤りがあることが発見されたときには、請負契約自体に錯誤があったものとして、相模原市と債務者会社は、直ちに契約金額を2768万0768円減額する措置をとるべきである。相模原市としては、同市の工事請負契約書第16条1項(2)号に該当するものとして、同条4項により設計図書を訂正し、同条5項により、請負金額を減額変更すべきなのである。同項が引用する17条は、「契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする」とされているが、本件のように積算ミスにより、やることの予定されてい

いマンホール56個の設置工事分の代金が誤って請負代金のなかに混じっているケースでは、相模原市は当然減額措置をとらなければならないし、56個分のマンホール設置工事をやってもいない請負業者も減額に応じなければならない。これは56個のマンホール設置・2768万0768円の範囲で請負契約は錯誤無効となっていると考えられることから導かれる当然の結論である。

(4)そして、債務者岩本部長の市議会答弁では、マンホール56基分については、「当然減額」に変更したと説明している。

### 第3 架空工事による「増額変更」と公金からの違法支出

#### 1 「増額」創出のからくり

平成16年2月10日頃に「積算ミス」が発覚したあと、相模原市の土木部・下水道整備課と債務者会社は、対応策を協議するなかで、積算ミスにより膨らんだ2768万0768円について契約金額の減額措置をとるべきところ、これを、実際には行っていない次の工事を行ったことにして、あるいは交通誘導員の数を実際よりも大幅に水増しする方法にて、「増額」を創出して吸収する「解決」をすることを謀った。

#### (1)「水替工」

当初契約には「水替工」の積算は存在しなかったが、変更工事設計書(頁1-0064)によれば、

「水替工 割込立坑 揚程 15m」が一式「177万5000円」

「水替工 12立坑揚程 15m」が一式「526万6000円」

上乘せされている。

両方を合わせると、704万1000円となる。

水替工とは、マンホール内にたまった雨水、湧水などをポンプによって、排出する工事のことを指す。

本件現場では、債務者会社に変更工事設計書にあるような水替工を実施した事実がないにもかかわらず、あったかのようにして水増しを行ったものである。

## (2) 「安全費」

(あ) 「安全費」とは、工事現場における交通誘導員(ガードマン)にかかる費用である。

本件工事の時点での交通誘導員の相場単価は8600円である。

(い) 変更工事設計書の頁1-0069には次のように変更内容が記されている。

国庫分	変更前	276万2500円
	変更後	552万5000円(276万2500円増額)
市単独分	変更前	281万3500円
	変更後	1021万7000円(740万3500円増額)
+	変更前	557万6000円
	変更後	1574万2000円(1016万6千円増額)

甲 1 3

(う) 実に1016万6000円が「増額」変更となった。このため、当初契約の「安全費」と変更契約における「安全費」とを比較すると、国庫分で2倍、市単独分で3.63倍と跳ね上がっている。

その結果、「安全費」の請負代金総額に占める比率を比較すると、

変更前	3.9%
変更後	11.0%

という顕著な違いとなっている。

(え) 交通誘導員の人数計算をすると次のとおりである

( ) 相場価格8600円/人で除すると、

国庫分	変更前	321人
	変更後	642人
市単独分	変更前	327人
	変更後	1188人
+		
	変更前	648人
	変更後	1830人(2.8倍)



との人数比となる。

( ) 交通誘導員の相場価格は 8600 円 / 人であるが、これは発注者である市が予定価格を積算するときの価格であり、実際には債務者会社は落差率 86・93% で受注しているため、本件契約における交通誘導員の単価は、 $8600 \text{円} \times 0.8693 = 7475 \text{円/人}$  として計算される。

「安全費」総額をこの 7475 円で除すると、

変更前 745 人

変更後 2105 人となり、

実に「1360 人分」を「増員」していることになる。

(お) 本件においては、推進延長距離も、マンホールの個数も、設置箇所もなんら変更がないのに、このように交通誘導員数だけが突出して増額されるということはおよそありえない。

上乗せされた「安全費」1016万6000円は実態のない架空の水増しである。

## 2 相模原市の受けた損害

少なくとも上記の「水替工」と「安全費」の「増額」は、実態の伴わない架空の数値である。

そしてこの「水替工」の総額分 704 万 1000 円と「安全費」増額分 1016 万 6000 円の合計額 1720 万 7000 円は「純工事費」であるので、これに対する実際の相模原市の支出分は、次の計算式で算出される金額となる。

「水替工」

704 万 1000 円

+ 共通仮設費 (704 万 1000 円  $\times$  (0.1763 + 0.0200))

+ 現場管理費 (704 万 1000 円  $\times$  (0.2202 + 0.0150))

+ 一般管理費 (704 万 1000 円  $\times$  (0.1064 + 0.0004))

= 704 万 1000 円  $\times$  1.5383

= 1083 万 1170 円

### 「安全費」

$$\begin{aligned} & 1016万6000円 \\ & + 現場管理費(1016万6000円 \times (0.2202 + 0.0150)) \\ & + 一般管理費(1016万6000円 \times (0.1064 + 0.0004)) \\ & = 1016万6000円 \times 1.3420 \\ & = 1364万2772円 \end{aligned}$$

この2つを足した金2447万3942円に消費税を加算した金2569万7639円が相模原市の受けた損害である。

## 3 債務者らの責任

### (1) 債務者会社の責任

債務者会社は、市の積算ミスの発覚により契約金額が約2700万円の減額措置になる事態に直面し、この減額を回避するために、実態のない架空の「工事増額費用」を要したことにして市との間で変更工事契約を締結し、市から上記金2569万7639円の支出を受け、市に損害を与えた。よって債務者会社は市職員らとの共同不法行為に基づき、市に対して損害賠償義務を負う。

### (2) 支出手続き関与者の責任

本件で問題となる財務会計行為は、平成16年2月16日付変更契約の締結(以下「変更契約行為」という)と同年4月19日付けの8556万7150円の支出(以下「支出命令」という)である。

そして、財務会計行為者は、「変更契約行為」については、市の事務専決規定別表第2第2号アの表の規定によると別紙債務者目録6記載の債務者石川正次下水道整備課長(以下債務者石川課長という)であり、「支出命令」については、市の事務専決規定別表第2第2号エの表の規定によると別紙債務者目録5記載の債務者近藤伸也土木部次長(以下債務者近藤次長という)である。

債務者石川課長は、債務者会社の「水替工」及び「安全費」についての

増額変更の要求が、事実と異なる水増しであることを十分に認識しながら、下水道整備課の積算ミスが公になることを回避するために、その要求に応じて契約金額の帳尻あわせをすることにして、債務者会社と変更契約を締結して、債務者会社の不法行為に加担した。

債務者近藤次長は、「水替工」及び「安全費」についての増額変更が、下水道整備課と債務者会社とによる虚構の「契約変更」であることを知りながら、そのことを黙認し、「支出命令」を行った。これは故意又は重大な過失がある。

以上の点で、債務者石川課長と債務者近藤次長は、地方自治法243条の2第1項に定める財務会計行為に対する権限を有する職員として、同条に基づき、市が受けた損害について損害賠償義務がある。

### (3) 土木部部長、市長及び収入役の民事責任

(あ) 本件では、工期間末直前になって2700万円もの積算ミスが発覚したために、発覚直後から債務者岩本部長がその後始末の中心となり、架空の「水替工」と「安全費」の「増額」による上記「変更契約行為」及び「支出命令」を行うことに共同加担した。

(い) 本件では、土木課の職員は、積算ミス発見後において、そのミスの金額の大きさから、債務者小川市長に対処方法を相談し、その指示を受けないし承認をとりながら、債務者会社との協議及び契約変更の措置を行った。債務者小川市長は、本件工事契約の最終責任者として、補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務があるにもかかわらず支出を阻止するなどの適切な対処をしなかった。

(う) 当時の収入役であった別紙債務者目録4記載の債務者大谷直敏(以下債務者大谷収入役という)は、地方自治法232条の4第2項により、支出負担行為確認義務を負っていたのであるから、調査をすれば違法支出であることを知りうべきであったのに、支払いを拒否しなかった点に過失がある。

(え) 債務者岩本部長、債務者小川市長及び債務者大谷収入役の上記行為ないし不作為は債務者会社及び支出手続き関与職員らの行為とあいまって

一個の共同不法行為を構成する。

以上の理由で、債務者岩本部長、債務者小川市長及び債務者大谷収入役は市に対して民事上の損害賠償義務がある。

#### 第4 監査請求

原告らは、平成16年12月21日、上記第3記載の違法な公金支出につき、相模原市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づく監査請求を行ったところ、平成17年2月18日に、相模原市監査委員は、原告らに対し、上記監査請求を棄却する旨の通知を行った。

#### 第5 結論

よって、上記のとおり、債務者らは、それぞれ相模原市に対し上記損害を賠償する責任があるところ、原告らは、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、債務者らに請求の趣旨1、2記載のとおり賠償を請求し、あるいは、賠償命令を発するよう、裁判所が命ぜられることを求めて、本訴に及んだ。

#### 証 拠 方 法

甲1号証	監査結果通知
2号証	案内図
3号証	入札状況書
4号証	工事請負契約書
5号証	予算執行票
6号証	予算執行票
7号証	請求書
8号証	工事請負変更契約書
9号証	予算執行票
10号証	予算執行票
11号証	請求書

1 2号証 新聞記事

1 3号証 変更工事設計書

添 付 書 類

1 委任状 5通

2 甲号証 写し 各1通